

第13回子どもの権利・参画のための研究会

平成20年12月10日（水）

午後6時から8時まで

千葉県庁中庁舎3階第1会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 子どもの権利・参画のための指針について

(2) その他

3 閉 会

第13回子どもの権利・参画のための研究会議事録

日 時 平成20年12月10日(水) 午後6時から8時まで
場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室
参加委員 池口紀夫委員 市川まり子委員 岡田泰子委員 片山喜久子委員
黒木裕子委員 佐藤浩子委員 鈴木隆司委員

池口会長

始めに、議事ではありませんが「千葉県子どもの実態・意識調査」送付先(案)について検討したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

前回の研究会で調査結果の配布先について提案することになっていました。市川委員から提案いただいた施設と、事務局から提案させていただいた施設になります。他に追加がありましたらどうぞ。

池口会長

県子連。

岡田委員

船橋に学童連協というものがありますので、そこは送ったほうがいいと思います。

池口会長

それは送ったほうがいいですね。県子連も全県組織ですから。それから、校長会、PTA連協会。市民団体では「CAP」、「千葉子どもサポートネット」、不登校引きこもりの「ネモネット」、障害児の高校進学を実現する会。

事務局

他に何かありますか。

池口会長

その他としては、児童福祉施設は協議会だけではなく県内の児童福祉施設すべてに個々に送ったほうがいいと思います。

事務局

配布方法につきましては、当初「紙ベースで提供」と御説明させていただいたのですが、調査協力先とか「ぜひここには」というところには紙ベースで送りたいと考えております。また、電子媒体で送付することも考えております。

事務局

基本は、紙で送るとしても、全機関に概要版を送り、なおかつすべての調査は県庁ホームページに掲載してありますとお知らせしたいと考えております。

なお、協力先には、紙ベースないしは電子媒体ですべての御協力に感謝の送りたいということを基本に考えています。

このようなことでいかがでしょうか。

黒木委員

地域地域で配布したほうがいいと思うところがあるような気がするのですが、例えば私は佐倉市ですが、私がここに送りたいというときは、みなさんに御相談して自分でコピーして送ることには可能でしょうか。

事務局

オープンにしておりますので問題ありません。

黒木委員

全部事務局から送付していただくのは相当な量で大変だと思うので。

事務局

すでに調査結果はホームページに掲載しておりますので問題はございません。ただ、それを紙ベースや電子媒体ですべてに送付するのは、正直申しましてかなりの負担なので、全部の機関に概要版を送って、概要版ではなくすべての結果を送らなければならないところについては、紙ベース若しくは電子媒体で送りたいと考えております。

池口会長

概要版ではなくて、本文そのものを全部送るところはどこですか。

事務局

こちらで考えているのは、協力先は必ず送ります。そのほか、みなさんの御意見をいただいて選定したいと思っております。

池口会長

では、送付先を選定して、これ以上は送付が困難であるということを知らせていただければいいと思います。あとはそれを黒木委員のように、御自分で送付するのは自由ですから。

黒木委員

CD でいただけるのが一番助かります。コピーはいくらでもできるので、送付は自分でします。

池口会長

この件はこれでよろしいでしょうか。

事務的なことを先に進めておきたいのですが、今月中にできたらもう一回開催したいと思うのですが、みなさんの日程を見ると、一番早くても17日なのですが、さすがに17日では事務局もあるでしょうけど、私達の方も中身の検討をやらないと意味がないので、今やっていることは特に内容的なことを、相当精査して揉んでですね、文章化するという作業に入っているわけですから、1週間では正直言って難しいな、と思います。

そうすると、26日の午前中ならばできるという話なのですが、ここにいらっしゃる方々の都合はどうですか。

黒木委員、岡田委員、佐藤委員

大丈夫です。

池口会長

私も大丈夫です。議事に入ります。

事務局

では、議事に入らせていただきます。

ただ今から「第13回子どもの権利・参画のための研究会」を開催させていただきます。委員の皆様、お寒い中御参加いただきましてありがとうございます。

本日は、鈴木委員、片山委員、市川委員が所用で遅れるという御連絡をいた

だいております。小熊委員、高橋委員、山口委員は御欠席ということで連絡をいただいております。御了承のほどお願いいたします。

なお、事務局の方、担当いたします児童家庭課及び関係各部局の職員が参っておりますのでよろしくをお願いいたします。

事務局

では、会議に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料で「議事次第」それから裏に「委員名簿」、次に「座席表」、資料一覧という別冊がございまして、資料1の1ページから4ページまでが、「子どもの権利・参画のための施策指針についての構造」、それから資料2としまして、5ページから11ページまでが「<子ども施策の指針について>提案」となっております。あとは先ほどの送付先の案をお配りしただけでございます。以上、漏れ等ございませんでしょうか。

それではさっそく議事に移らせていただきます。以下進行は、池口会長、よろしくをお願いいたします。

池口会長

では、よろしくお願ひします。まあ、何と言うか、研究会的にはいよいよ中心部分に入ってきたな、という感じを持っています。

前回に、私の方から、ここの資料で言えば11月15日に提案しました「指針」の目的の部分、それから、指針の骨子、つまり柱の部分ですね。「項目」と言っても良いと思います。一言で言えば、どういうことを指針の中に盛り込んでいくべきか、ということについて、非常に不十分であるとは思いますが、提案をさせていただいたところです。

それについて前回協議した結果、私が書いた個々については、まだ結論を出す段階ではないのですが、それぞれについては、内容があるし理解もそれなりにできるけれども、全体としての構成が、骨組みを作らないと、個々の内容をどのように位置付けて、その中に位置付けていったら良いのかということが出てこないの、そこをハッキリさせましょうということになって、その役割を、鈴木さんの方に「じゃあお願いしましょう。」ということで、今回少し前にメールで「<子ども施策の指針について>提案」、特に構造化、それを構造とした場合に、どういう配置になっていくのかということ、鈴木さんの方で作っていただいたわけです。

全体としてこういう構成で今後作っていくと、それぞれが作った後どのように、どういう性格のものにしていくかはその後また議論になると思います

けど、一定の指針、「千葉県の子どもの施策のベースとなる指針はこういうもの
です」ということの骨組みというか、まず、器を作って、それから私が書いた
のは、その器の中の部分になるとは思いますが、それをより平易に子
どもたちにもわかりやすいように、かつ内容的に適切に、かつなぜそのことを
千葉県では書くのか、ということを確認にするというところまで、当面がんば
って集中的に文書化していくというになるわけですね。

今日は構造化していただいた、デザインですね、言ってみれば。

デザインの「鈴木案」について皆さんに見ていただいて、それについて御意
見をいただくというのが今日の中心テーマになると思います。

事前にメールでは出ていましたが、皆さん目を通されていますか。

黒木委員、岡田委員、佐藤委員、片山委員

はい。

池口会長

それならば、それぞれ御意見を出していただければ良いと思いますが。

まあ、なぞれば、最初に前文が必要だろうと。その前文の持つ意味というの
は、どんな立場でこの指針を作っていきますという立場性が重要なので、その
ことをここで書いていくわけです。

ごめんなさい。その前に表題の部分もあるのですね。表題として、一応私の
方が「子どもが大切にされる千葉県をつくるために」ということを言ったので、
それに「子どもの権利・参画のための施策指針」を副題のようにつけるという
のが、ひとつ提案されていますということで、鈴木さんが「これがベストだ」
と言ったわけではなくて、私の方からそういうことが提案されていますという
のが表題の文ですね。

それから次に私が今申し上げたように、立場性を明確にするという形で前文
が必要になるということです。それはあまり偏ってはいけません。偏っては
いけないというのは、別に教科書があるわけではないので、千葉県の独自性が
あっても良いのですけれども、やはり今日到達した子どもの権利の水準という
ものを踏まえなければいけない。

そういう意味では、この問題に関しては、背景に憲法や子どもの権利条約が
あるということは押さえなければならぬ。その上でわれわれの、千葉県の子
ども達の現状を見た時に、何を強調し応えていくべきかという強調点は独自性
があってもいいと思うのですね。そういうことを考慮した位置づけ、立場をこ
こで書かなければいけないのではないかと。

それから3番目は、第1章として、「目的と位置及びその案件の及ぶ範囲」ですね。これは、子どもの範囲についても最初の頃、議論しましたけれども、やはり子どもの権利条約を基盤とするわけだから、まあ、18歳未満というのが適当であろうという議論はしてあるわけですが、この指針が及ぶところというのも明確にしなければならない。

それから、4点目に第2章として「千葉県の現状と課題」を文章化する。この点ではアンケートが大きなベースになっていくと思います。アンケートを中心にした上で、子どもの現状を記述し、同時に大人も合わせてアンケートをとったわけですから、それに対応する大人の考えの現状を、その違いと関連性を、これも事務局が御苦労されて特徴的にクロス集計を出されましたので、そういう点を生かしてこの項は書くべきだと。その上で、私たちが今考えなければならないことを書きましょう。

第3章は「子どもに関する部分」であると思うのですがけれども、それは子ども達に訴えるメッセージとして、大切な内容を盛り込みたいと思います。ということは、こここのところで「あなたがたには、こういう権利がありますよ」ということが中心になるわけですね。それをやはりメッセージとして、この指針を通じて千葉県の子どもたちに、この研究会は、あるいは千葉県は、これをあなたに伝えますよ、と。呼びかけますよ、という部分になるわけですね。これはまあ、子ども権利条約的に言えば、子どもに付与された権利の内容というものをここで明確にするという作業になると思うのです。

それから、わりあいどの条例でも区分けはしてありますけれども、第4章としては、社会に課せられた責任、子どもの権利に関して、社会に課せられた責任というものを明確にしていくということになります。

それから第5章は、「スペシャルニーズに関する部分」となっています。ここは、ちょっと私が言うのはどうかな、という気がするところで、鈴木さんなりの考えがあるかもしれませんが、やはり特定の子どもたち、ここに書いてあるように、障害のある子ども達だとか、あるいはもしかしたら非行した少年であるとか、そういう特定の問題の渦中にある子ども達を大切にするというのはどういうことなのか、ということをごここで盛り込もうということだと思うのです。ここに例として書いてあるのは、障害児のことと、それから要保護児童のことだと思いますけれども、やはりそれは特定してその人権を書いていく必要があるだろうということだと思います。

第6章は、具体的施策への提言ということで、ここで、例えば児童家庭課さんがやっているような事業や、政策的な事業をずらっと書くということ想定しているのではなくて、この権利・参画の理念の実現のための具体的な仕組み

といいますか、そういうものを明確に盛り込んでいく必要があると思います。推進する、あるいは具体化する仕組みですね。その中には当然オンブズパーソン・システムですとか、そういうものが想定されるのだろうと思います。

第7章として広報、第8章としてそういうものの評価システムを明確にする、そういう構成として作っていただいたと思います。

最初の方から、皆さんの御意見をどうぞ。それを出し合って記録してできれば共有化したいと思います。

岡田委員

前回私、欠席で失礼いたしました。

池口さんのものを先にいただいて、それからこれをいただいて、池口さんの内容がこちらの何番に書かれているかということ当てはめていて、経過が自分なりに分かったような次第です。違っていたら指摘してください。

表題なんですけれども、中身が既にそのようなになっているから、こうしたらどうかというお願いとか検討なんですけれども、子どもが大切にされる千葉県というような表現に、「子どもが大切にされ子ども一人ひとりが自分を大切に」という子ども発信の表現を最初から入れて表現してはどうか、と一つは思います。健全育成条例とかいろいろ見ると、子どもが「される」という表現や「させる」という表現がわりと多くて、子ども自身が自分で参画していくということを、言葉の中でも表現してはどうかと、一つは思います。

「立場性」という言葉は初めて聞いたので、これから理解していきたいとは思いますが、思いますが、思いますが。

それから施策について、ここを具体的にしていくことになると思うのですが、次世代育成の後期計画に沿わせながら、これに具体的な施策を付けていくというところまではやらないで、方向性を示すのかどうかということが疑問です。

あと、子ども達というのは、市町村に、本当に地元にも住んでいるわけで、今度は県がやることをここに謳うのか、市町村との施策の役割分担とか仕分けなどはどうなるのだろうかと、ちょっと思っています。

今のところそれだけです。

片山委員

たくさん資料を送っていただいて読むので精一杯だったわけですが、鈴木先生が「構造化」ということでまとめてくださったのを見ていくと、対象とか発信対象がいっぱいありますので、この指針というのが誰を中心にする

るのかという不安があります。

本当は中心は子どもなんだろうと思います。岡田さんがおっしゃったように、子どもが主体となった表現にして、「大人にお願いしたい」とか「県にお願いしたい」とか、そんな感じの方がいいのかな、と思います。私は毎日職場で子どもを相手にしておりますと、小さな子どもでもすばらしい発想を持っていますので、前々から池口さんがおっしゃっていますように、「子どもは子どもとして本当にそれだけで価値のある存在だ」ということをアピールするような全体のものにしていった方が、つまり大人から子どもに持っていくというものではない方が、せっかく作るのであればいいのかな、と思っております。

黒木委員

前回の会議の後、家に帰ってちょっと考えたのですけれども、この指針を作るに当たって、私たちはアンケートを基本にしておりますけれども、自分が佐倉市で地域福祉活動計画の策定委員をしておりますので、その時に何をやったかという、もちろん市民へのアンケートをやりました。それからタウンミーティングをやりました。それからやっぱり声を出しにくい人たちへのヒアリングを行いました。

それを経て、文章を起こしていったのですけれども、今、一応アンケートで普通の家庭の子ども達の声と親の声は聞こえているのですが、心配なのが声を届けられない子ども達の声は、一応皆さんがヒアリングに行かれたということであるのかな、とは思うのですけれども、直接子どもから話を聞いていないということが、どうも引っかかっている、今もおっしゃっているところがあるのですが、やはり子ども達が何を私たちに求めているのかな、ということ、もう少し子どもから聞いてみたいなど。その上で、文章を作れたらいいな、ということがちょっと引っかかっているところです。

それで、そこからなんですけれども、先ほど言われたことと同じようなことなのですけれど、やはり子ども発信の言葉というか、「子どもが大切にされる」というのではなくて、子ども達が「千葉県で生きていく」ということが希望であるような、子どもの感覚みたいな、声を言葉にしたいな、というふうに感じています。以上です。

佐藤委員

やはり私も、子どもの声が少し近い感じで感じられる言葉を選んで、全体的に作っていききたいな、ということが一番思います。

それから、今、第2章の現状と課題というのはアンケートだけしか出ていな

いので、抽出した数値が少ないのもあり、又、ヒアリングの中で分かったこととかをもう少し入れたりして、今黒木さんがおっしゃったように、このところがどうやってもう少し引き当てられるかなということもちょっと捨てがたいなということを感じています。

それから、スペシャルニーズ、第5章ですね。そのところは、障がい、それから要保護ということで、今、池口さんの方から説明があったのですが、この辺で、より今、生きにくい状態にいる子ども達の現状に合わせてということで、虐待のこととかいじめや自殺のこととかを含めた言葉を何か盛り込んでいきたいかな、と。

一般家庭に向けてアンケートをとっていて、児童福祉施設等からはアンケートはとっていないので、ヒアリングはしましたけれども、そこから見えることももちろん盛り込んでいて、より「あなたたちは大切な人なんだよ」ということを届ける内容を盛り込むとしたらここなのかな、と思っています。一般家庭に暮らせる子どもだけじゃない、声を上げにくい、そういう子ども達に、より社会的養護が必要な子ども達のことを、ここにしっかり盛り込んでいて、「あなたたちのせいではない」ということとか、それに当たる言葉を入れたいな、と。子どもに向けてのメッセージを「あなたたちはかけがえのない大切な人だよ」ということを、そのまま読んでいても心が暖まるようなメッセージを意識した言葉づかいを、とにかく伝えていきたいと、思っているところです。

市川委員

すいません。遅くなりました。

私はこれを拝見しまして、鈴木先生の「全体の構成」というのはよくできていると思ひまして、えらそうな言い方ですみません。

第3章の「子どもに関する部分」で、「あなたには権利があるということ」というこの「権利」の中身をやはり書かなければいけないだろうと思います。その中身というのは、池口さんが書かれたものに、ほぼ網羅されているのではないかと思います。だから、これを足せば、ある程度形はできるのではないかと思います。ちょうど、黒木さんがさっきおっしゃっていた、子どもの声がほしいというので、実は今日、出先から来たので、これ皆さん御覧になっていると思うのですが、ちょっとまわしてください。「千葉県子ども人権条例を実現する会」というのを、私たちは2000年12月からやっています、本当はそのリーフレットを持ってくれば良かったのですが、ちょっとこちらしかなくて、これを開いていただくと、この千葉県子ども人権条例素案前文というのが、この細かいところにあるんですね。こちらをおぼえてない方もいらっしゃると思

うのですけれども、私たちは、子どものための条例を作りたいということで、最初のころ子どもを含めた形で、障害のある子ども、不登校の子ども、児童養護施設で育った子どもなど、いろいろな立場の子ども達が参加するなかで、自分達のための条例を作ろうということで、お互いに勉強会を開いたんですね。不登校の子は不登校体験しかないけれども、障害のある子は、障害があるまま教育現場やいろいろな場面でもいじめを受けたり差別を受けたり、児童養護施設で育った子どもも、そこでそれなりの辛い体験とか、お互いの体験を聞き合うことによって「ああ、自分達だけではなかったんだ」子どもの置かれている厳しい状況とか辛い場面というのを「いろいろなことがあるのだ」と学びあった中で、子ども達がこの前文をまとめたんですね。ですから、この言葉を、これは子どもからの大人へのメッセージなんですよ。これを何かに活かすかしたいな、という思いをずっと持っていました。

本当は、私は、「子どもの権利・参画のための研究会」を発展させて条例づくりの策定委員会に移行した折には、子どもも委員に加わってもらって、そこで子どもと大人と一緒に何かを作っていきたいという思いを持っていたわけなんですね。ただ、もうそれは時間的に無理だろうから、ただ、私たちはその前にこういう取組を県内のいろいろな子ども達と一緒に取り組んでやってきているんですね。この場の前に。だから、そこでの子ども達のメッセージを何とか、これは子どもの言葉なんですね。何かに生かせればいいな、と思っています。そんなところですよ。

池口会長

一通り御意見を言っていたいで、結構共通しているな、という感じがします。

まず、一番共通して大事なところは、表題とかそれから立場性に係わる部分だと思いますけれども、これはいわゆる子どもが客体としてですね、社会から大切にされるとか、そういうことは私は別に正しいと思いますけれども、表現としては、もう少し子どもの声の発信に沿った形で表現されることの方がいいのではないかと。そういうことなんですよけれども、つまり子どもが主体的に、子どもが呼びかけている、そういう言葉に沿って位置づけた方が良くはないかということだろうと思います。それはどういう表現が考えられるかというのは慎重でなければならないので、下手をすると、いろいろなある権利のひとつだけ選ばれるおそれがでると、そうなるいろいろなところから「ちょっと偏っているのではないかと」と、そういうことにもなりかねないので、でも、さっきから言っているように、この千葉の中で、私たちがですよ、今いろいろあ

るだろう、あるけれども、今、最も強調して、今の子ども達あるいは子ども達の未来を考えた時に、もっともやはり変わらなければならないと思う、というのを出したいなと思います。ということは、おそらく共通していると思います。そういうものを表現するというのは間違いじゃないと思うんですね。だから、その辺のところを、後で作業のやり方は提案しますが、今後その表現の部分は、やっぱりちょっと格闘した方が良くと思います。

ちょっと余談になりますけれども、前回の次世代育成支援行動計画評価・策定作業部会の時に、知事が来られて、それで何人か発言したのですけれども、私も発言させていただいて、岡田さんに拍手していただいたのでちょっと自信が付いたのですけれども、強調したのは、やっぱり今一番大事なことは、子どもの声をちゃんと聴くことだろうと。というのは、従来の日本の伝統的な子育て観にもあるし、変わらなければならないのは、親が子どもに「言いきかせる」。

「言いきかせる」という言葉は非常に定着していると思いますけれども、言いきかせて正しく導いたり、きちんと大人になってもらうとか、教えるとか、言いきかせるとか、そういうスタンスが非常に支配的だったと思うのですけれども、やはりこれからは、子どもの声、声や心、声というのは何もバーバルなものだけではなくて、表情や言語学で言うところの内言、内にあることも含めてですね、そういう思いをしっかりと聴くと、聴いて理解をして、それから語り合う、話し合う、大きくなってきたらもっと話し合う、そういうことをしっかりベースとして、そこではつまり、子どもは客体ではなくて主体になるわけですね。一人の人として。そういうあり方をして、パートナーとして社会の中で生きていく。そういうあり方を今後、今も今後も変えていかなければならない。変わっていかねばいけない。特に大人がね。そういうことは、これはまあ私の思いですが、この表題で表現すると同時に、特に前文、立場性と書いてありますけれども、今のことが非常に重要だと思っています。

それは、私は実感的なのですが、長い間非行少年の指導や、あるいは教師として授業も長い間やってきましたし、それからその後、障害児の療育もやってきて、今のことがやはり欠けているな、と思わざるを得ない。一生懸命みんなやっていますよ。一生懸命やってきたけれども、そこの部分は変わらなければならない。これは私の非行少年の指導の体験上ですね、5年目位に自分の中で全転換した部分なんですね。それまでの自分の、非行少年の指導者としてのあり方を、5年目位に大反省をして全面転換して、今のスタンスになったんです。

まず聴く。何か問題がおきた時に、非行施設というのは問題だらけなんですけれども、問題がおきるということは、「何やってんだ、お前らちゃんと

やれ」ということではなくて、問題がおきるというのは子ども自身の心の中に、何か異変がおきた、苦しみがおきた、悲しみがおきた、そういうことの表現なんだから、まずそのことを聴いて理解をする、というところに立たなければならぬ。そういうことでなければ、本当に児童の福祉なんてできません。本当に教育はできないと自分に実は言い聞かせたのですけれども、そのことはもう、革命だったと思うんですね。自分の中で。周りの職員を見ても先輩たちを見ても、「みんな、それ、変わらなければだめだな」とそう思います。今の児童福祉のワーカー達の相談をいっぱい受けますけれども、今のところでぐっとがまんして、今のことをじっくり腰を据えて。今の児童養護施設なんて大変ですよ。虐待児が8割以上ですから。でも、今のような腰の据え方をしないと、結局は「収めよう、収めよう、収めよう」とやっている、いつまで経っても問題が収まらないという、これは余談ですけども、その辺のところは、割とこのチームの中では、共通理解できるところなのではないかと思いががあるので、異論があれば、十分議論しなければいけないのですが、その辺りのところを基調的に、この表題にどう表現するか。

それとこの、前文の「立場性」というところで、その部分を中心に、それだけではないけれど、もちろん子どもの権利は。ちゃんと御飯ももらわなければいけないし、お風呂も入らなければいけないし、ちゃんと保護されなければいけない。それは絶対に私は、長い間児童福祉をやってきた人間として、断固としてそれは守るべきだと。今の千葉県の児童福祉の現状からしても、児童家庭課さんには失礼かもしれませんが、まだまだ、まだまだどころか抜本的に子どもの人権を改善しなければいけない現状があるのですけれども、でも、今のことを、土台にすることによって、その要保護という課題も、それをどう保護するのか、大舎制でいいのか、あるいはホーム形式、普通の家庭に近いようにするのがいいのか、それはやっぱり子どもの声を聴いて、十分心の奥の声を聴いて、それでやっぱりあるべき姿を作っていく、ということは中心的なことになっていくかなというふうに思うのですがいかがでしょうか。

共有できるのならば、そこの部分はきちんと立てておけば、その後の作業はかなりやりやすいな、というふうに私は感じます。そこはやっぱり鈴木さんのおっしゃるように、立場性は非常に重要ですから、完全に中立で真っ白い立場はないですから、絶対に。これからの千葉県の子どもの未来というのは、どういうところに置いて推進していくのかということが立場でなければいけないわけです。そこはやっぱり表現しなければならぬ。それで初めて、この千葉県における子ども施策の指針の主体性が出てくるわけですから。主

体性のないものをいくら作って響かない。絶対に響かない。今のことを前文も含めて表現すると良いのではないかと思います。

これから、子どもの声を聴いて作りたいとおっしゃる黒木さんの御意見ですが、全くそのとおりで、それは絶対に正当なことで、そうでなければいけないと思うのですが、それは作業の工程のなかで保障しなければいけないなど。

一旦、今、こういう案づくりに入っていますので、一旦私達の案を作って、それでその上でいかがだろうか、ということも含めて、子ども達の声を聴く場を作っていかなければならない。それはいろいろな方法があると思うのですが、例えばここに来ていただいて意見を聴くというやり方もあるでしょうし、いろいろなところに委員が出かけて行って、例えば劇場の中、子ども達が集まっている所だとか、そうでなくても集っている所に行かせていただいて、あるいは場合によっては学校の、もし差し支えなければ一授業の場面に行って「これを見て、みなさんどう思いますか」ということで、意見を出していただくとか。それを延々とやるわけにはいかないなので、委員が分担してそういうことをやって集約してここでまとめるというやり方もあり得るのではないかと。そういう作業工程の中に、そういうプログラムを入れていくということで何とか聴きたいと思います。アンケートはもちろん、アンケートもそうですが、直接子ども達の声を聴くというのは、一旦案を作った上で、子どもの、県が今やっているいろいろなタウンミーティングみたいなもので、子どもに直接、子どもだけに聴くというミーティングを何らかの方法でやる。そういう形でいかがでしょうか。

それから、出ていた問題は、佐藤さんの方から、第5章に関わってくると思うのですが、虐待にあっている子ども達のことであったり、いじめを受けて苦しんでいる子ども達であったり、そういうことも入れていったらどうかということなんですけれども、ここはちょっと悩みますね。以前県の人権室で「人権施策基本指針」を作られたんですね。その時我々も呼ばれて意見聴取をいただきましたけれども、いろいろな団体が呼ばれているわけです。私は全部は知らないけれども、でも、ベースとしては本当にいろんな団体が、いろいろな問題に取り組んでいる人たちが呼ばれているわけです。あれを全部書いたら膨大な指針になったと思うのですが、実際に書かれたものはきちんと短縮して書かれているのですが、あれ全部をこういうところに盛り込んでいくということは、ちょっとどうかなと思います。

そういうふうに行っていくと、「じゃあこの問題はどうするのだ。入っていないではないか」ということになってしまいます。例えば、在日外国人の子

弟の問題はどうなっているのだと、もういっぱい出てきます。だから、そのところはちょっと慎重に考えていかなければいけない。その意味では、取り上げるスペシャルニーズの範囲というのは、私はどこかに基準を設けないとまずいだろう。

だから、基準となると、勝手にそう決められないとなると、やはり子どもの権利条約をベースにして、捨っていくのが適切なのではないか。まあ、そういう思いで私が提出した骨子の項目ですね、それくらいにして提案してあるので、いやこれでは足りないとか、抜けているとかそのへんの議論で報告をしてもらえると良いかなと思います。

それから、岡田さんが言われた第6章のこの具体的施策について、具体的な施策というのはいったい何なのだと、それこそ後期次世代育成支援行動計画を全部盛っていくような、そういうものを考えるのか、ここで書いている項目、子どもの権利に関わる項目の、それを直接推進する仕組みだけを盛り込むのかというのはいちどきちんとしたほうが良いと思います。施策全部を書くというのは、実際上は適切ではないと思います。必要な施策を全部やっているわけではないし、それがすべて根本に関わる部分でもないし、それはやはりやめたほうが良いと思います。ここまでずっと書いてきた、そういうことを、この指針を施策として推進するための仕組み、それだけをここに盛っていくことだと思う。

もう1点は、県と市町村の役割をどうするのかということ、それは確かにあるのですよ。例えば、例としてあげれば、子どものオンブズパーソン・システムを作ったとして、それは県段階で1つ、埼玉県のように作るとして、市町村との関係はどうなるのですかというのはあるんですよ。それは、評価にも関わって、例えば事業として5年ごとに見直しながら、方向としては市町村のオンブズパーソン・システムと連動していく、連携したシステムになるように努力するとか、おそらくそういうことになると思います。確かに全県で1箇所だけ、そういうものをやるというのは、私は適切ではないと思います。やはり身近なところでちゃんと問題があれば解決する、そういうことが当然のことなので、全市町村でそういうものがきちんに行われるようになったら、むしろ県のはいらないと、そういう性質だと思います。

そういう方向付けをここできちんとすると。

法律でいう、地域福祉の計画が法で定められましたけれども、県が作る場合は支援計画というふうに作るわけですね。誰を支援するのかというと、それは市町村を支援するわけです。だから市町村単位でそういうシステムがきちんとして作られていくということが重要だと、そういう方向付けをすることが

必要なのではないかというふうに思います。

先ほど御意見を出していただいた内容というのは、だいたいそういうことだろうと思いますがいかがでしょうか。

岡田委員

一つ表現のところでいいですか。

いろいろなところを見ますと、子ども用にその区の権利条例が低学年用、高学年用と別々に作られてルビをふられてちゃんと置いてあるところもありますよね。それから、子どもを一つのキャラクターを作って、子どもがいろいろなことを質問する。それにすごく優しい感じで答えている読み物のようなものもあるし、基本を上段にすごくシンプルに書いて、その下にいろいろな事例や子どもの声を書いたようなスタイルもあるし、基本は池口さんがおっしゃったように原案をきちんと作って、子どもの声を聴き、それをどういうスタイルで届けるのか。子ども版、大人版と別にするのかあるいは共用で両方表すのか、そこはスタイルでやっていくということを一応おさえておいてはどうか、と話の結果で思ったのですが。すべての表現を小学校の低学年の子どもも理解できるような表現でとなると、結構それは難しく、だから、子どもに届くのはすごく骨になるところの概要版のようなものが作られていたのをいくつか見たことがあります。

池口会長

最初は我々の共通言語のようなものを作った上で、どういうふうにスタイルを考えるのか全体の子どもに届けるようにするのは、一応分けて作った方が良さそうな気がします。我々はできないけれど法律用語みたいなのではなく、通常使う言葉で表現していこうというのが鈴木さんの資料にも書かれていることかなど。

全体のデザインを作っていただきましてありがとうございました。皆さんも大変感謝しております。一通り御意見を出していただいて、色んな御意見がありますので全部話すと長くなるのですが、一番大事なのは表題の表現とその前文の立場の部分で、一体この指針をどういうものとして我々は考えるのかをきちんと表現したい。私の案として出したものはきちんと否定されて、子どもが大切にされるという表現は、子どもが社会の対象、客体、として受けとれる面があるので、子どもが主体者として子ども自身が発信していくものを中心にこの指針を考えるんだ、目標を考えるんだというところを大事にしたい。これは皆さん共通で、きっちり私の案を否定していただいて良かったなと思って

おります。それは前文にも係わるのですが、前文の部分は私の方から提案させていただきましたが、いろいろな子どもの権利の内容は、後欄できちんと押さえる必要はありますが、この立場性という点では、今までの日本の社会や千葉県の社会の中で、今後変わっていかねばいけないという意味で、今後の方向性を明確に示すべきことは、平たくいえば子どもの声を聞きましょう、その声を理解しましょう、理解した上で語り合い話し合しましょう。こういうことを大事にしたい。子どもから見れば大事にしてくださいということですが、そういう子どもたちの思いを、一番中心的な内容としてこの指針においては受け止めて表現していきたい、というふうに今日いらした委員は共通的に考えておられます。全体的なデザインについては、これでいいのではないかとということですが、一つ考えなければいけない点は、第5章のスペシャルニーズに関する部分は、どこまでスペシャルニーズをこの中に盛り込んでいくかという点で、ある意味どんどん広がっていつてしまうので一定の範囲を持たないといけないのではないか。そうすると子どもの権利条約を、基準的なスタンダードなものとして考えたほうがいいのではないか。千葉県に住む子どもたちのスペシャルニーズは沢山ありますから、それ全部を盛り込むわけにはいかないのではないかとあります。そこをお伝えして、まとめていただいた意図であるとか考えとか、あるいはこういう点を議論してくださいとか、そういうお考えの部分があれば御発言いただければと思います。

鈴木副会長

一番考えたのは、先程言われたように位置付けです。これがどういうものなのかというのを考えないといけない。その時に様々な法律がありますが、基本法というものがあります。基本法というのは何かといえば、理念法というもので、そのものをどういうふうに考えるかということを表した法律です。そういう基本法の役割を成せばいいのかな。つまり理念がわかればいいのかなと思っております。例えば先程のスペシャルニーズの部分でいくと、スペシャルニーズに対してこうします、ああしますと細かく書くのではなくて、スペシャルニーズというものを想定しますよと。それに対しても私たちは考えますよというような、理念を示せばいいのかなと思ったのです。そうすると、理念を示すのに一番大事なものは、私は表題と前文だと思います。表題は思い付かなかったのですがこの前の会長の言葉を載せてみたのですが、表題は最終的に考えられればいいのかと思います。前文が大事で、そうするとここにはどうしても立場性が現れて、先程議論していただいたということで、これは「こういう立場で書いて、こういう人の為にこう訴えて、こういうことをするんだよ」というのをこ

こである程度出しておく。同時にその中には、国や県の施策もこうなっていて、次世代育成の中のこういう委員会もあるというのはそこに書いて、様々なことをここに盛り込めばいいかなと思います。後は具体的に目的を書いて、アンケートもやってきましたので、その辺りの現状の把握を私たちはこう考えているというのを出す。後は、大人に対するメッセージと同時に子どもに対するメッセージが必要だろうということで、順序的には子ども主体ということなので子どものメッセージを先にして大人のメッセージを後にしました。前回の学習会でもありましたが、結局大人の意識を変えないことには前に進めないのだということもあるので、大人の部分はかなりきちんと書かないといけないだろうなと思います。第6章の施策の部分は、具体的に実施するために何らかの委員会を作ろうとか、組織を作ろうとか、その程度だと思います。これは、これだけは独立してどんな委員会をどう作るのかというのは、別途考えるべきだと思います。これは作りなさいというか、作りたいというか、作ろうということをごここで言えればいいと。後は先程あった、子どもにはどうするかという話で、私はそれを広報だと思いました。こんなもの難しくてわからなくてたぶん子どもは読みたくない、自分のことだろうけど読めない状態になってしまうだろうから、これを子供用に翻訳というわけではないですが、子どもが興味を持って、あなたのことで大事なことが書いてあるよというのがわかるように書いてあげるものを広報として出すべきであろうと。最終的に評価というものが必要だとは思いますが、評価という言葉がいいのか分からないのです。例えば評価は委員会のほうに任せていいのか、それともある程度ここで書かないといけないのか。もし書くとする、かなり尺度を固定化しないといけない、これでもない駄目みたいな言い方になってしまうのは、理念と合わないかもしれない。理念は提起しておいて、評価というのは具体的に施策に対して評価をすべきなのかなと思い、8章は悩んだところです。これであとそれぞれの例というのは、前回の池口会長の案を見せていただいてから書いたのですが、こういうような中身の内容を書いていけばいいのかな。こういう方向でいこうとか理念がこういうことだというのは、ある程度お話を伺ったら次は文章で具体的に議論していただくしかないのかなと思います。文章を誰が書くかという問題もありますが、結構文章を書くのは難しいかなと思います。次はその段階だと思います。具体的な文章で議論する。そういうことを考えてまとめてみました。

池口会長

ありがとうございます。今の鈴木さんの思いやお考えに質問など何かありますか。

さっきの議論から言えば、子どもにわかりやすいようにとか伝えるかというのは、広報あたりのことであればいいのではないかという御意見でした。実際にこれを完成させていく途中で、子どもの意見は聞くべきだし聞きたいと、それも作業プロセスの中に位置付ける必要はあるだろうと思います。

岡田委員

黒木さんのおっしゃった本当に子どもの声の出しにくい子どもたちへのアプローチというのは、このアンケートに添えた方がいいですね。第2章の千葉県の現状と課題で、アンケートのみでは不十分ではないかなと思います。そこはどうしますか。

鈴木委員

もう少し詳しく聞かせてほしいのですが、子どもの声が出しにくい子の声を聞くというのが言いたいのですか。それともそういう子がいるというのが言いたいのですか。

岡田委員

その子どもたちの声がアンケートの中には十分入っていないということだったでしょ。そこは個別にヒアリングなど材料を集めて作っていくという、聞いてから現状を捉えるということだったかなと。

佐藤委員

今のところに絡めていいですか。アンケートは先ほど申し上げたのですが、親と子どもセットで一般家庭に向けてとったということです。社会的擁護を受けている子どもたちや不登校や障害のある子どもたちに聞いたのではなく、アンケートは、そういう意味ではそこが抜けている。そしてその部分こそ私達の課題として忘れずに丁寧に盛り込んでいく必要があります。そこはヒアリング調査を私たちがしてまわった報告の中から、どれだけ盛り込めるかということなので、それもここに入れて欲しいというのが先ほど申し上げたことです。広報ということで今も言いましたが、子どもに渡せる冊子みたいなものを作って渡したいなと思います。予算もあります。例えば児童養護施設に入る子どもには、子ども権利ノートというのが渡されていて、冊子になっていて、児童相談所に直接電話をかけられるカードタイプも合わせて渡していますが、実際子どもたちがそれを大事に持っていて、施設内で被害を受けた時に使っていないんですよ。実際に、県内でも大きな問題として施設内虐待ということで起

きるわけです。だから子どもに本当に届けて、これが私の大事なもの・宝だと思える、生きていて周りが大切にしているということではなく、自分が周りから大切にされていると思うことが人権意識というかすごく主体だと思えることなので、大人が関わる責任ももちろんあるけれども、子どもがそう思えるようなものを手に渡したいなと私はとても強く思っております。その辺も是非皆さんバランスよく見て議論してほしいなと思います。

池口会長

特にアンケートでは拾えなかった子どもたちの声というのは、確かにあるわけで、施設の子どもたちとか。委員が出かけて行って子どもたちの声を拾っていくのも大事なかなと思います。

佐藤委員

もうひとつだけ。送っていただくアンケートはいつ頃発送ですか。できたら届けた人たちから御意見をくださいみたいな、インターネットでもいいのですが、アンケートからどんなふうに感じられたかということも考えていく工程の中では参考に、アンケート結果を出したところで県民の皆さんがどんなふうと感じられたのか行政の方たち教育現場の方たち、色んなところの人たちがどう感じたか是非意見を聞けるようなかたちに何か出来て、参考にしていくことができれば。私たちが作りましたと一方的に投げたわけではなくて、御感想をお寄せくださいと聞かせてもらえたら、現状と課題のところには少しは反映しながら活かせると思っています。

市川委員

ベストなかたちはあると思います。もっとアンケートを受けていろいろな立場の子どもの声も聞いて、そのアンケートの結果を送って意見を受けてとか、もっとやらないといけないことは確かにたくさんあるのですが、私はもう待てないなという思いが、もうかたちにすべきだと思います。今本当にいろいろな形で皆さん係わっている子どもたち、いろんな苦しい状況、言いたいことも言えない状況で私たちが日頃接している中で、もっとこの子たちに対して何かしないといけないのにできていない状況を変えたいという思いが強くて、この研究会の進み具合にとっても苛立ちを感じてきました。これまで3年間の間に、もっといろんなことをしないといけなかったのに、できなかった状態で今に至っている。だから本当はもっといろいろな声を聞いていかないといけないのは重々わかるのですが、もうこの辺で不十分でも形にしてそれを投げかけてみて

はどうかと思います。もう作ってしまいたい、作った形で投げかけるということで、これを先延ばしにしていったら、どんどん現状は変わらないまま何もここは成果を出せないで終わってしまうかなと思います。だからもう指針を作りましょう。それで施策のところでも委員会設置というのは、きちんとした子どもの権利救済機関を設置すると明記した形で次の施策に移れるような基本の指針を作りたいなと思います。

黒木委員

先ほど池口さんもおっしゃったように、動きながら聴きながら考えていけばいいと思うので、私たちが作りながら子どもたちに聞き、答えをもらってそういう動きの中でできると思うので、早く作りたいのですが、作る過程の中で入れ込んでいけばいいのではないかなと思います。

池口会長

反応を全部もらってからというのではないので、送る時に送付文章を作ると思うのですが、その中には是非御感想を聞かせていただきたいみたいなことをお願いするのは、いいことだと思います。そういうものを全部集めてからだアンケートと一緒にしてしまうのでそうではなくて、参考にしながら。もう案作りに込んでいますから、一定のペースでやっていかないと集中してできませんね。他に何かありますか。

佐藤委員

今のことに関連して進めながらと言ったのですが、8月に県民と千葉県の子どもの人権に関する勉強会を行った時、知事も市川さんから出していただいた前文など読まれて、いいわねという意見を頂戴したと思います。その時に言われたことは、「県民参加型で子どものことを作っていきたい。そうしなければ受け入れられないよ。」と、男女参画のこと障害者のことの条例作りに絡めてお話されていたと思います。そういう意味では、研究会として一方的に出していくようなことではなく、せっかく研究会でやってきたアンケートを基にして、送付した関係機関からの声も意識して盛り込んでいうことは、とてもたくさんの方の声を聞いていく中で作っていくことに繋がると思うので、それを大切にしていきたいと思います。

池口会長

分かりました。やるべきことはたくさんあると思いますが、限られた時間の

中でこの研究会を開くこと事態も事務局だけがのんびりしているわけではなくて、実際に集まれる日程自体が限定されているのは、私も出席の○×を見て思います。そういう限られた中で行うので、有効なやり方をとっていきたいと思います。

それでは先ほど鈴木さんもおっしゃいましたが、あんまり意見の違いがなく確認されましたので、実際の作業に入っていきたいと思います。次回が26日あたりになりそうですが。

次回に向けてやり方を図りたいと思います。それぞれの案を作る役割を全部ばらして分担する方式か、前文は理念の中心的な部分なので、非常に重要でかつ全員思いが一致していかないといけないので、全員が前文の案を作ってみる。どっちがいいか。文章が上手いとか下手だとかはとっぱらって、皆が素のままさっきの考え方で、これからの千葉県の子どものたちのことを考えたらここをとかく軸にして子どもの支援や人権を全ての施策の根底をこの辺を中心に動かしていくといいのではないかと、というのを皆でぶつけて表現をしたい。その後のこの研究会のドライブにも影響すると思います。そこをみんなでぶつけて表現して確かなものにする作業を、力を入れることによって行っていく。いかがでしょうか。

鈴木副会長

完成された文章でなくてもいいですよ。

例えばさっき言われた、自分が生きていくうえで自分が周りから大切にされているという意識が人権意識だよとか、そういう表現は私が書くとしたらすごく欲しいです。自分の中に無いものだから、自分だと硬いことを書いてしまうから、すごくわかりやすくていいと思う。そういう表現を皆さんで出しあっていただいて、それをまとめるのであればまとめやすいし。データというかソースがないと作れない。

池口会長

最終的に文章整理は非常に心強い味方が出てきたので、別に学者さんということではないけれど、お願いしやすいなと思っています。だから本当に大事な素材がいっぱい出てくることが大事だなと思います。今回は前文の部分を皆で書いてみようではないかという作業課題でいかがでしょうか。よろしければそういうことにして、同時に非常に貧しいもので恐縮ですが、私が出したある意味権利内容です。何をベースにしたかということ、私の場合はあまり勉強をしていないので、ずっと子どもと暮らしてきてそのやりとりの中で出てきたものを

書いたのです。それと先ほど市川さんが言われたように、条例を市民レベルで作っている時に子どもたちの声をまとめたものがあるのですが、それと私の千葉県における子どもとの体験とを併せてまとめてみたので、読んでいただいて時間があれば意見を出していただけると、その後の書き方がやりやすくなると思います。

そういうような次回の位置付けでよいでしょうか。26日まで日にちが短いのですから。あまり構えなくていいですよ。それは鈴木さんがおっしゃったように、非常に日常的なレベルで思いを表現していただければ。

教えていただきたいのですが、評価の部分というのは実際にはどんなかたちになるのですか。例えば、評価の委員会をどうするのかとかそういうことも入るのですか。

鈴木副会長

誰が何をすることが評価だと思います。それを書くべきだろうかだと思います。評価するのは誰で、それをどの様にするのか、何を評価するのかということのここを書く。話しは抽象的なのですが、例えば評価する時に子どももそこに参加するというを書いたりするのか、評価をどう考えるのか。学校でいう評価とは違うので。やったことに対して評価するしかないので、むしろ委員会ができたとして、その委員会がどう機能したか、何をどうしてきましたということをもとに評価したり、こういう施策を行いましたその施策がどうでしたかと県民の皆さんに訴えるのがすごくやりやすい。そういうことをしないと駄目だよということを書く。ただし一定の尺度みたいなのを示さなくてはいけなくなるので、そうすると難しいかなと思う。何をしろと言っているかわからなくなってしまうから、むしろ具体的な施策をするべきところの中に入れてほうがわかりやすいのかなと思います。

池口会長

第6章に直結して書かれるとわかりやすいです。

鈴木副会長

第6章ではなくて、新しく委員会ができたとするとその中に評価がある。それが一番スタンダードなものです。

岡田委員

そこに基本的な理念があるのに、全く逆行するような動きとか停滞している

とかという理念に対する評価をするということではないのですか。

鈴木副会長

理念に対する評価はできません。簡単に言うと、この理念が絵に描いた餅になっていないかどうかをいつもきちんと見てなさいよというようなことを書くつもりです。

池口会長

それまで書かれてきた施策を、具体化して推進するための仕組み、その中の一番重要なものを作ることになって、もしかしたら別個に条例として出すのかもしれないけれど、そういう中心的なシステムの部分を設けてそれだけは具体的に推進する。それについて効果や実績は十分上がっているかどうかについて評価するのは当然のこと。

鈴木副会長

あんまりここは私はそんなに必要だとは思ってないです。

池口会長

あともう一つイメージとしてあれば教えていただきたいのですが、千葉県の現状と課題なのですが、当然アンケートを実施したので、アンケートを書いて大人と子どもの違いや関連性であるとかを書くのは当然なのですが、それだけがいいのかそれ以外に様々な統計を用いて書いていったらいいのか。

鈴木副会長

2章に「アンケートに基づき、千葉県の子ども施策に対する現状と課題をまとめて文章で示す。ここは、時とともに変わる部分であるからデータを示すのではなく現状として解決したい諸問題が生じている事実、私たちがそこに立ち向かう必要があることを訴えるものとしたい」今、抜き差しなら無い状態になっているぞという認識を持つ、若しくはこれを読む方にも持ってほしい、待てないという状況になっていることが訴えられればいいと思う。細かいデータに関しては、調査報告書を作っているわけなのでそれはそっちでやっていただくことで、これは指針に反映する範囲で書けばいいと思う。先ほど議論されていたように、調査をしていくことは大事だと思うけれど、基本的にこういう問題があるという認識とそこに立ち向かって改善していく必要があるということが了解できれば、私はそれでいいと思う。そういう文章になるのかなと思います。

その中の大きな問題としては、子ども自身が案外我々が考えているよりもピンチだということ、それに対して大人はのんきだなということ。でも両方はなんとかそこへ向かおうとしているのではないかなと思うので、そういうことを指針としてサポートしながら皆で考えていきましょう。その中で特に考えないといけないのは、子どもには子どもの権利があるということと大人はそこへ向かわないといけないということが書ければいいかなと思います。非常に細かくデータがということは考えていない。

池口会長

前文については、先ほどのやり方で作業課題をセッティングしたのですが、第1章以下は分担して案作りをした方がいいと思っているのですが、私はここをしますというのがあれば。

鈴木副会長

いろんな考えが出てくると思うので、それを踏まえた上で考えればいいのかと思います。特に第2章の部分は、大人の中には権利など子どものわがままを増長させるだけでなくでもいいという意見もありますから、そういうことは観念的で現状にあわないよということと言えればいいかな、逆に言えば。そんなに丁寧にデータや事例を載せるとかそういうつもりは無いです。事例を載せたほうがわかりやすいといえば、コラム的に、例えばこういうことがありますよというのを囲み記事にして載せることになるのか。あまりそれを強調すると、すごく特殊な事例になってしまうので、その辺はもう少し全体をカバーできるように考えたほうがいいのか。あんまり書くと特定の立場を強調するだけになってしまうきらいがあるので。

池口会長

本当は特殊な問題ではないのだけど、誰が考えても虐待の増加というのは非常に痛ましいし、子どもの人権にとっても本当に考えないといけないことなんだけど、それがあまりにクローズアップされると虐待をされている子どもだけの問題だと特殊化されることは常にあるから。

鈴木副会長

もしくは特殊な例で広げてものをいって、偏った指針であると思われる。そうなるのは避けたいなど、逆に詳しく書くとそうなるから。そういう事実があるということを、我々が思っている以上に深刻なんだよと、現状のア

アンケートからこういうふうに取り出れるという話をうまく書ければいいかなと思います。なので、データを示すのではなくて文章で書きたいのです。数字で8割こうですとかいうのではなくて。この前アンケートを見ながら考えたのですが、私の中では文章で書けそうだなというのが自分の中ではあるので。

池口会長

他に何かありませんか。

鈴木副会長

理念を皆さんで考えてここで出し合おうと、相当いろいろな問題が思ったより出てくると思います。それを統一していくのは結構時間がかかるので、下手したらそれは1回ではできないかもしれませんね。前回の学童保育のガイドラインでは、そこだけで2回半くらいかかりました。しかも原案を私がばっちり書いて文章にしてきたものを見ていただいて、2回半かかりました。最終的に全部やってからもう1回書き直しになりました。こうやってみるとやっぱりおかし、合わないとなつて、それくらいこの部分は重いですね。あんまり沢山書いてもいけないので、A4・1枚を制約といわれて、実質少しオーバーしたのですが、それぐらいを目標にしないといけないなど。

池口会長

この部分は1～、2～、3～、4～ではまずいと思うのです。項目に分担してもいけないし、いろいろなポイントや視点が拡散するのもいけない。集中することが大事だと思います。

鈴木副会長

ただ議論してくるとすべての問題がそこに出てきてしまって、ある意味網羅できるので、以下はすごく進みやすいです。そこをきちんとやっておかないと次になかなかいけない。それも出てきた文字や文章で議論するとより進む。抽象的な話だけや事例だけだと先へ進まなくなってしまう。そういう意味で書いてきていただくということが第一かなと思います。書いてきていただいたものを出して議論して、それを踏まえて私がまとめさせていただいて文章として提案する。それでもう1回見ていただければ、進みやすいかなと思います。

池口会長

という備えがありますから、思う存分書いてきてください。

他にありませんか。なければ終わります。

事務局

今回は26日の午前中開催で皆様御都合はよろしいでしょうか。なお皆様に、前文をお考えいただくということで、前日までに事務局へいただければ整理をいたしたいと思いますが、間に合わない方は当日ということで、よろしく願いいたします。

年末のお忙しい中ですが、もう1回年内よろしく願いいたします。長時間にわたりありがとうございました。